

南砺市総合評価の試行要領（電力供給）

1 総合評価の方法

(1) 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとします。

$$\begin{aligned} \text{評価値}^* &= \text{技術評価点} \div \text{入札（見積）価格（単位：百万円）} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札（見積）価格（単位：百万円）} \end{aligned}$$

*評価値の有効数字は、5桁とする。

(2) 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案等について与える点数（100点）をいう。執行する入札（見積）に技術提案等の要素を取り入れない場合は、標準点を100点とする。

(3) 技術加算点とは、2に規定する評価項目及び評価基準により算出される点数をいう。

2 技術加算点の評価項目及び評価基準

(1) 企業の電力供給能力等

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考
企業の電力供給能力等	供給実績	あり	10点	平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間に契約実績がある場合は「あり」とする。
		なし	0点	
	CO2削減取組	あり	10点	平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間にCO2削減取組の実績がある場合は「あり」とし、今後も継続する見込みであること。
		なし	0点	
配点計（満点）			20点	

注1) 供給実績の期間は問わない。

注2) CO2削減取組が分かる資料の写しを提出すること。

(2) 企業の地域性・社会性

評価項目		評価内容	評価基準	配点	備考
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地		市内	10点	南砺市内に営業所置いているもの（本社・支店を問わない。）。
			市外	0点	
	地域貢献	南砺市内におけるボランティア活動実績の有無	あり	10点	南砺市内の①行政サービス支援、②市内各地域のコミュニティ活動（自治会等が主体の活動）への支援、③市内学校・市民が組織する各種団体等への支援を、契約（更新）予定日が属する年度の前年度まで実績があり、今後も継続して行うと見込まれること。
			なし	0点	
	地域貢献	生活困窮者に対する支援協定締結の有無	あり	10点	「生活困窮者に対する支援協定」とは、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について（平成24年2月23日社援発 0223 第3号厚生労働省社会・援護局長通知）」及び「福祉部局との連携等に係る協力について（平成24年4月3日資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長通知）」の要請等に基づき、南砺市と生活困窮者に対する電力供給の支援協定を締結していることをいう。確認事項申請書の提出日を左記要件に該当しているかの基準日とする。
			なし	0点	

企業 の 地 域 性 ・ 社 会 性	地域貢献	南砺市消防団の 協力事業所であ ることの有無 ※市が定める認 定項目のいづれ かに該当する場 合は、ありとする	あり	10点	市が定める南砺市消防団 の協力事業所認定項目の いづれかに該当する事業 所であることを証明でき るものの提出を条件とし て配点する。 ※確認事項申請書の提出 日を左記の協力事務所の 要件に該当しているかの 基準日とする。
			なし	0点	
配点計（満点）			40点		

注3) 技術加算点の算定について

技術加算点の満点は、40点とします。よって、(1)及び(2)により算出された配点数の合計を、次の式により割り変えた点数を技術加算点とします。

$$\text{技術加算点} = \text{各企業の点数} \times \text{技術加算点の満点 (40点)} \div \text{配点点数の満点 (60点)}$$

注4) 市が定める消防団協力事業所の認定項目とは次のとおりです。(いずれかに該当すれば可とする)

- ①消防団員である従業員を常時3人以上雇用している事業所
- ②従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所
- ③災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所
- ④その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に認める事業所

【上記内容が分かる資料の提出について（複数の認定項目に該当する場合は、いずれか1項目の内容が分かる資料のみで可）】

- ・①の内容が分かる資料として、消防団に在籍している従業員の名簿（氏名・生年月日・現住所・在籍消防団名（〇〇消防団〇〇分団又は△△消防団△△方面団と記入）を作成して提出すること。なお、当該名簿は、今回の総合評価審査のみに使用するものとして扱い、部外へ漏出しないよう厳重に管理します。
- ・②～④の内容が分かる資料として、市町又は消防団関係機関と②～④の項目について

協定等を締結している場合はその写し、協定等は締結していないが事業所で定めている要綱・要領等があればその写しを提出すること。

3 落札者（採用者）の決定方法

- (1) 落札者（採用者）は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とします。

$$\begin{aligned} \text{評価値}^* &= \text{技術評価点} \div \text{入札（見積）価格（単位：百万円）} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札（見積）価格（単位：百万円）} \end{aligned}$$

※評価値の有効数字は、5桁とする。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札（見積）価格が低い者を落札者とします。ただし、入札（見積）価格も同額である場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

4 虚偽の申告による落札（採用）の無効について

- (1) 当該電力供給の総合評価方式による入札（見積）において、「確認事項申請書」等の内容に虚偽の記載があり技術加算点に影響があった場合は、その応募者（見積者）を失格とします。

また、契約後にその事実が発覚した場合も、その契約を解除するものとします。

5 総合評価（電力供給）に関する確認事項申請書の提出について

総合評価方式による電力供給の入札（見積）に参加する場合は、別記様式1「総合評価（電力供給）に関する確認事項申請書」を提出すること。

- (1) 提出期間 平成26年2月20日（木）まで
(2) 提出方法 書留郵便等発送の記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）又は持参とし、電送によるものは受け付けません。なお、持参される場合、受付は行いますがその場での審査は行いません。

6 その他

- (1) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とします。
(2) 提出された書類は、総合評価方式による落札者（採用者）の決定以外の目的には使用しません。
(3) 提出された書類は返却しません。
(4) 今回の総合評価方式による電力供給の入札（見積）に、都合により不参加の場合は、別記様式2「辞退届」に所要事項を記入のうえ、平成26年2月20日（木）までに下記へ提出すること。（郵送可）

7 問合せ先及び関係書類提出先

〒939-1596

富山県南砺市苗島4880番地 南砺市市役所 福野庁舎

総務部 財政課 管財係

電話 0763-23-2004

FAX 0763-22-1114